

.....
午前 11 時 12 分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、7 番議員の一般質問を許します。7 番見上政子さん。

○7 番（見上政子さん） 7 番見上政子です。通告に従い、4 点について質問いたします。

まずはじめに、福祉灯油について伺います。

福祉灯油は、昨日の補正予算で県から2,500円、それから町で6,000円、あ、合わせて6,000円と決定しました。生活保護世帯では8,000円までは収入認定されておられません。非課税世帯、生活保護世帯の中には、世帯員が多ければ多いほど倍々に灯油代がかさみます。

民間福祉施設においては、町内にグループホームが6軒、それからケアハウスが1軒、えんどう豆ですね、それからさくら園があります。特養が2施設あります。経営者が利用するに対して十分な暖をとれるよう、経営状況を大変気にしながら頑張っておられると思います。

国の動向を見ますと、地方創生臨時交付金、2021年度ですけれども、地方分として1兆2,000億円。コロナ禍で疲弊する住民、事業支援に対して、福祉灯油の自治体負担への充当も活用できるとされています。総務省では、地方自治体の実施する原油価格高騰対策に関する特別交付金制度が措置されております。対象経費2分の1措置されています。その対象となるのは、生活困窮者に対する灯油購入、社会福祉施設、公衆浴場、漁業者に対する助成が出ています。令和4年3月まで算定期間があります。これらを利用して、町で考えた6,000円に加えて、更なる補助を考えないでしょうか。まだ間に合います。どうかよろしく願いいたします。

次に、投票困難者に対する郵送のすすめについて考えを伺います。

憲法で保障された参政権が有権者全員に行使できるよう、当局はどのような配慮をしているのでしょうか。

選挙の立ち会いにたびたび参加をしてまいりました。ほとんど郵送はないと思っております。投票率は60%台が続いていると思っております。

当局は投票までバスを運行しました。大変いいことだと思いますが、どのくらいの利用があったのでしょうか。介護2以上の人はバスに乗ることが困難。会場で歩くことが困難と言われます。特に一人暮らしの高齢者です。自宅療養している人も病人も同じで

す。精神障がい者1級程度の方々は、中には投票所に入るのに緊張してとても行けないという人もいます。このような方々が政治に参加して願いを届ける当然の権利を保証する施策をどのように考えているのでしょうか。考えを伺います。

3点目は、介護利用料の負担軽減について伺います。

8月から対象を縮小された介護の補給給付制度があります。安倍、菅政権は、2019年に打ち出した悪政を、新型コロナ危機のもとでも見直しもしませんでした。法改正も経ず、施行令の改正だけで済ませたことで、国会審議を逃れ、多くの国民が知らない間に強硬されました。8月の制度見直しで、資産要件に加え、収入要件も改悪されました。資産要件を満たし、引き続き食費、居住費の保証の補助の対象となったとしても、年金収入など年120万円を超えると介護福祉施設、特別養護老人ホーム、介護保健施設、介護療養型施設、介護医療院の1日の食費は、これまでの650円から1,360円に跳ね上がりました。さらに、普段は自宅で過ごし、決まった時間だけ施設で過ごすショートステイの食費では、年収80万円以下の人をはじめ、補助を受ける大半の利用者が値上げの対象となっています。収入に応じて日額210円から650円の負担増になります。介護3になって、今度は空きがあったから入るといって人が町内の中にもおられます。ショートステイを利用していますけれども、利用料が値上げして、自分の年金丸々使ってしまった。家に戻った時は生活費の捻出が家族の負担になってしまっているとぼやいています。まさにこの制度が行われ、9月からの請求書を見て啞然とする人が増えてるのではないのでしょうか。町としては、せめて値上がりした分の食費代を補助する考えはないですか。年金1万5,000円未満の人が218人います。利用したくとも利用できない人がいるのではないですか。利用した場合の家族負担を少しでも減らす、こういう対策考えていないか伺います。

最後に、精神障がい者の自立について伺います。

精神障がい者は低所得者がほとんどではないのでしょうか。自立したい希望は多くの方が持っています。町営住宅に入所したいと思っても、敷金、当月分合わせて4カ月分が必要になります。精神障がい者の自立として町営住宅を利用したい方々に対する支援対策を考えないのでしょうか、伺います。

自立の問題になっているのが8050です。80歳の親が50歳の障がい者と同居している、または引きこもりの方、こういう方も80歳の親と同居している、こういう問題が今起きています。町営住宅入居の際、連帯保証人の所得が124万8,000円、これがお知らせ版に載りました。これを見て皆さんびっくりしたと思います。80代の親御さんの年金が124

万8,000円を超えている人は、当町でどのくらいいるでしょうか。障がい者年金を利用して就労施設で働きたい、また、障がい者枠で自分の特技を生かして働きたいという気持ちを支援するのが自治体の役割だと思います。町営住宅の入居基準を緩和して連帯保証人の見直しを考えないか、町長の考えを伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

1問目の「福祉灯油の実施」に関するご質問にお答えします。

年度当初より原油価格が高値で推移し、秋田県内においても灯油等の価格高騰が続いており、家計への大きな負担となるものと考え、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり6,000円の助成を行うことといたしました。

ご質問の「家族数に応じた福祉灯油の対策」についてですが、このたびの福祉灯油の実施に当たっては、低所得世帯において、家族の人数が多ければ、その世帯の灯油代が掛かり増しするという論理が考えにくかったことから、家族数に応じた支援ではなく、世帯に対する支援としたものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「介護施設、福祉施設対しての暖房費補助」に関しましては、今後明らかとなる国の地方創生臨時交付金等の活用を視野に入れながら検討してまいります。

次に、「投票困難者への対応」に関するご質問にお答えします。

郵便等による不在者投票は、公職選挙法の規定により指定された障がいがある概ね1級から3級の身体障害者手帳保持者と、これらと同等の障がいがある戦傷病者手帳保持者のほか、介護保険被保険者で介護度が「要介護5」の方々に認められています。

ご質問の「介護度2から4」及び「精神障がい」の方々は、郵便等による不在者投票の対象者となっておらず、また、対象者の判断は町選挙管理委員会の裁量が及ばない事項でありますので、ご理解願います。

なお、在宅で寝たきりの方は、介護保険被保険者であれば、介護度が「要介護5」となるケースが多いと思われますので、希望すれば郵便等による不在者投票の対象となるものと考えています。

また、「施設入所者、病院で入院している方々の投票」については、公職選挙法施行

令の規定より病院、老人ホーム及び身体障害者支援施設等において、秋田県選挙管理委員会から不在者投票指定施設の指定を受けた場合は、当該施設で不在者投票を行うことができます。

不在者投票指定施設の指定につきましては、病院等からの申請により指定されることになっており、能代市山本郡内では令和3年10月現在で25の不在者投票指定施設が指定されています。

投票率向上のための対策につきましては、「八峰町明るい選挙推進協議会」による投票啓発の広報を行っているほか、投票の機会確保策として、投票日当日に、投票所から3km以上遠い地区へ、投票所へのバス運行を行っております。

町といたしましては、様々な立場の方々の投票の機会確保は重要であると考えており、難しい課題ではありますが、引き続き検討してまいります。

次に、3問目の「介護施設での利用料及び食費に対する補助について」に関するご質問にお答えします。

まずは、令和3年8月から改正されている介護保険法の認定条件や制度内容についてご説明いたします。

現制度の中で、介護保険施設である介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院やショートステイを利用する方の食費・居住費については、「低所得の方への助成」を行っており、別世帯の配偶者を含む世帯全員が住民税非課税の場合が対象となっています。

また、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定以上の収入や預貯金等がある方には、食費の負担額の見直しが行われました。

改正された認定要件については、課税状況や収入状況に応じ利用者負担額の階層が区分されますが、預貯金等の保有額により、その軽減階層の基準から解除され、課税世帯の方と同様の食費負担となり、非課税世帯の方であっても、預貯金等の額によって軽減措置の対象とならなくなる方が発生することとなりました。

しかしながら、今回の改正の見直しで軽減の対象外となる方でも、預貯金額が減少して認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

介護サービス利用に当たっては、ケアマネージャーとの相互理解によりサービス受給となり、施設などの利用においては、提供者側と施設利用の制約や利用契約等を交わす

こととなっており、利用の際に発生する概算費用額については、サービスに係る利用者負担分、居住費等、食費及び日常生活費を合算した額となりますので、詳細な説明が個々になされているものと思っています。

介護保険制度については、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を凶る観点から基準額費用額が算定されているものですので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、「介護利用料の補助」についてお答えします。

介護保険利用料については、介護保険制度自体を堅持するために定められた規定により定められているものであり、また、在宅で暮らす方との公平性や、他の利用者に疑念を抱かせないようにする必要あることから、介護保険料に対する補助は考えておりません。

参考までに、タブレットの方に「八峰町介護保険ガイドブック」を載せておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

次に、4問目の「精神障がい者の自立支援について」に関するご質問にお答えします。

1点目の「町営住宅に入居したいと思っても敷金、当月分合わせて4カ月分の支払いが必要になる」ことにつきましては、公営住宅法に基づいた条例等において、「生活保護者」や「所得金額の低い方」に対しての家賃または敷金の減免及び徴収猶予の規定がありますので、それを適用することとなります。

よって、「所得金額の低い方」についての家賃は所得区分に応じて減額となりますし、敷金に関しても基準では3カ月分の家賃に相当する額となりますが、家賃の1カ月分または2カ月分に相当する額が減額されます。

また、入居当初の家賃の納付に関しては、入居日が月の途中の場合は日割計算された金額となり、入居日が月の初日であれば1カ月分全額となりますが、納付期限が月末となっていることから、入居前に必要な経費は敷金のみとなります。

精神障がいを抱えている方々の自立支援策としては、精神通院に係る自己負担額の上限設定によりその経済的負担を軽減する制度、精神障害保健福祉手帳所持者に対する行政サービスなどがあり、また、「集いの場カタクリ」や「のんき会」の開催などもあります。さらに、企業における障がい者雇用や生活支援、社会福祉法人における就労作業や訓練などもあります。

障がい者の自立に向けては、障がい者の皆様の個々のニーズが多様なケースが多くあ

りますので、今後とも柔軟な支援に努めてまいります。

2点目の「連帯保証人で80代の親御さんの年金が124万8,000円を超えている人はどのくらいか」とのご質問であります。入居者の連帯保証人となり、80歳代以上で年金額が124万8,000円を超える方は5人おります。

また、「連帯保証人の緩和」につきましては、「八峰町営住宅管理条例連帯保証人免除等取扱要綱」に規定されている「60歳以上の方」や「障がい者」、あるいは「生活保護者」などで連帯保証人の確保が困難であると認められる者に対しては、連帯保証人を必要としないとしていますので、連帯保証人の要件は緩和されているものと考えております。

なお、緊急時の連絡先は必要でありますので、債務等の保証を伴わない形で別途に「緊急連絡人」を届けてもらうこととしています。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありますか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず1問目の福祉灯油について伺います。

県と合わせて2,500円の合わせて6,000円ということですが、これは機械的に県の方から2,500円だから、まあ今までと比べてみて5,000円だったのが6,000円、これが妥当ではないかという何かそういうふうな安易なその決め方がちょっと見え見えであります。町独自に県からの上乗せに対して、本当に困っているところはどこなのか、その困っている人たちに対してどういうその対応をすればいいのかという、この町独自の独創的なちょっと考えが見られません。

国の方では臨時交付金とか、それから総務省の方では原油高騰対策に対する特別交付金措置、これはなかなか市町村には通達されていないそうです。それで、このことについて共産党の国会議員とかいろいろ市町村との連絡でこの文書を手に入れたんですけれども、特別交付税措置が2分の1ということで先ほど私が話したように、2、4、4、4つのその対象経費が含まれております。これに対して、町ではもっと独創的な灯油の助成の仕方、まあ漁業者に対する助成は行っておるそうですけれども、私も漁師の方に聞いてみたんですが、まあ基金とかあって上がった分を保障するような仕組みになるとか、まあ町の方でも何かいろいろ助成してるようですけれども、ここで町で考えてない社会福祉施設、養護老人ホーム、障がい者施設、保育所、幼稚園に対する暖房費の高騰分の助成、こういうふうなこともありますので、今後、先ほどのさっきの方の質問にもありましたが、これからも考えてみるということですが、具体的に、やればできる

ような事業ですので、具体的な案を出してもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町では福祉灯油の部分につきましては、過去に平成19年度、20年度及び25年度というふうな形で実施してきております。その際には5,000円でありましたけれども、1世帯当たり5,000円ですね、まあその部分に関して今回は6,000円にしたというふうなことであります。

それで、これは灯油代そのものを全額補助するとかそういう問題ではなくて、あくまでも値上がり分を補助するというふうなそういう事業でありますので、低所得者世帯が家計を圧迫する部分で一番困る方々だろうというふうなこういう考え方の中で、その値上げなった分を幾分なりとも家計への負担が軽くなるように、そういうことでやった事業であります。

それから、見上議員は町独自というか独創的なものというふうな形でお話になりますけれども、その町の独創的な、今の原油価格の高騰に伴っての灯油代が上がった部分に関して町で独創的な部分って、なかなか私どもはやっぱりその値上がった部分の差額をどのくらい金額的に負担していくのかというふうなそういう部分で考えましたので、何か独創的な部分ってのはなかなか難しいなと思います。

それから、施設部分については、これは高齢者等が入所してる施設自体が介護保険法の部分で非常に当初の部分から基準が下げられたりというふうな形の中で、非常に経営的に困ってるという部分は私も十分分かってます。で、今回の部分も大きな影響を及ぼさろうという形の部分も思ってますが、ここの部分については、今6兆8,000億円のメニューの中にそういう形で盛り込まれてくるのか、その部分も見据えながら今後検討してまいりたいというふうな形で先ほどの奈良議員にも答弁いたしました。そのような形で考えてます。

いずれ独創的な部分というよりも、今現実の部分については、灯油代が上がった部分をどうやって支援していくのかという部分ですので、その部分に関して独創的というのは私にはなかなかよく分かりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 独創的というのは、まあ今、各市町村ほとんど福祉灯油6,000円、5,000円とか打ち出してますけれども、そういう機械的なものではなくて、本当に困ってる場所はどこなのかというところをやはり、困っているところにその補助、手を差

し伸べるということであれば、やはり家族が多い人とかそういうところには加算してやるとか、そういうことが独創的だと私は話しているのであります。まあその考えもあまり、そのことについて独創的だということでは何か考えが進まないようですので、私の言っていることはそれが独創的、町独自の考え方、それと高齢者とか高齢者一人暮らしのことも、さきの奈良議員の方からも指摘されましたけれども、もっともっとやっぱり独創的、世帯いくらいくらっていうんでなくて、そういうところは独創的だということでありませぬ。まあ考えが行かないようですので、あとですね、国の動向を見て、やはりこういうところに手を差し伸べ、福祉施設、それから精神障がい者施設、そういうところにも灯油代の補助ということを考えてもらいたいと思います。

1問は以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） 2問目に移ります。

投票困難なところということですがけれども、高齢者の人たちは本当にもう50%もう超えてきますよね、間もなく。本当に投票所に行けない、とてもじゃないが行けない一人暮らしの方がいっぱいいます。バスは出ても、バスまでどうやって行くのよっていう、で、会場に行ったら、あの段差のどうやって上がって行くのよって、まあ車椅子はあるとは言いながらも誰か押してくれないと行けないし、そういうところで投票をためらっている人が私の知る限りではかなりの人たちがいます。まあ規定としては要介護5ですがけれども、うちの中で要介護5はほとんどみることができません。施設に入る状態、ほとんどもう寝たきりの状態です。それは施設の方で投票してもらえばいいんですけれども、家族の中、家の中で投票したいと思っても投票できない人たちに対する、もっとやっぱり規則を変えていかなければならないのではないかと思います。

それから病人ですがけれども、寝たきりの病人は、病人であるというのはね、なかなか介護の認定が難しいんです。ほとんど介護の末期症状で、がんの末期症状で自宅で看取りたいという人も中にはいます。そういう人が介護5かなと思えば介護1なんです。で、とても投票には行けません。そういう人たちがいるということをお選挙管理委員会でもよく調べていただいて、そして投票率を上げるということを考えてもらいたいと思います。

人手がないということは私もよく分かります。選挙管理委員会で一人の人が一生懸命走り回っているのをよく見ますけれども、その臨時の事務的なこととかそういうのに対

して、そういうところに精神障がい者の、学歴のある精神障がい者の方も雇用できるのではないかと考えております。人員が不足であればそういうのを利用するとかを含めて、もう一度、自宅の中で投票に行きづらい人たちに対して手立てを差し伸べないかということの答弁を町長お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

町長からも答弁申し上げましたとおり、郵便等で自宅にいて、いわゆる不在者投票の形で投票ができる方は法によって規定されておりました、これを町が何らかの規則等を定めて拡大するようなことは許されておきませんので、残念ながら、この法に規定した一定の障がいのある方々、若しくは要介護5という方々のみということですので、町の裁量の及ばない範囲ということでご理解願いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 法のもとということ、もう法であればもう本当にしょうがないですけども、町としてもうちちょっとこう法をうまく緩和できるような要綱みたいなもの、そういうのを作ることができないでしょうか。まず投票率をまず上げなければならぬと思うんです。最近70%台というのがほとんどないと思うんですけども、投票率を上げるということから町長の考えを伺います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 日本の国の部分は、国と県と市町村という形の三層制で行われています。で、その部分でそれぞれ役割分担があるわけでありますから、この郵便投票の部分については、公職選挙法という形の中で国会で決められてる法律です。ここの部分を超えるような条例とか規則はこれは無理でありますから、そこの部分は国会で議論されてそういうふうな形で投票率上げるための議論をしていただければなというふうな形で思います。

私の方にこういうふうな形で質問させれば、やっぱり町としては公職選挙法に従ったそういう対応をせざるを得ないと、まあそういう考え方でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国の方の法律を変えていく、こういうことを進めていかなければならないのだなということを実感いたしました。

2問目は終わります。

3 問目について伺います。

本当に大変な改正になってしまったんですね。預貯金が調べられます。非課税世帯であっても預貯金が調べられます。で、預貯金のあるところを全部使い果たしてしまえという、こういうふうな国のやり方です。そういうふうなことで私も何人かに愚痴られたことがあります。本当に、ばあさんの葬式代にためておいたお金、もう年金も少ないし、生活保護基準以下の年金でもまあ何とかかんとかじいさんが生きてあった時にためたお金、これは葬式代に充てるんだということであってためてたんですけれども、もうこれを取り崩さないで施設に入れない、一時的な施設、入院して必ずどこどこに行きますかと言われますよね。で、介護何になりました。じゃ、うちに行けないのでどこどこに行きますか。自立できるまでということ、そこで多額のお金が取られるわけです。そして預貯金も調べられ、あ、この定期預金を崩してくださいということであって崩さざるを得なくて、今、本当に葬式代払うお金も心細いということは何人かから聞きました。それから、ショートステイをやっている場合に、ショートステイというのは特養に入りたいんだけど入れない、そういう人が月に10日とか20日とか利用できるショートステイなんですけれども、そういう人たちももう家族にも負担がかかってきている。これが今の現状だと思います。これは決められたからこうだということではなくて、これに対して市町村はどういう手立てを考えていけば一人一人が楽に暮らせるのかということを考えていかなければならないと思います。

介護のその保険の枠内でお金を補助するのは難しいということなんですけれども、今のこの法が改正じゃない強硬的に行われたんですけれども、これをやるために一般会計からでもね食費代の補助とか、それから困っている人たちに対して何らかの補助を行う、これをやらないとね、もう介護施設から皆はみ出てしまいますよ。介護難民もいっぱい出てくると思います。今一度、その低年金者に対する、1万5,000円未満の人も218人もいますよ。本当にこれ大変な状態です。介護を受けたくても受けられないこういう人たちに対する町で何らかのこれだったらやれる、ここだったら少しだけでも援助できるというこういう対策を考えないものかお聞きします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、介護保険制度が2000年からできました。以来21年間、21年目になってますけれども、その部分で多くの高齢者の方々がこの制度のおかげで助かっているというふうに思います。その部分で、あくまでも介護保険制度、これ世界に冠たる

制度だと思っんですが、そこの部分はやっぱり守っていかなくちゃいけない。その守っていくためにどうしていくかという部分は、その給付の部分だけじゃなくて入りの部分、1号被保険者、2号被保険者の保険料、国が出してるお金、県が出してるお金、あと町が負担するお金、いろいろな部分があるんですけど、そのバランスを取りながら何とか1号被保険者、あるいは2号被保険者の保険料をできるだけ上げないようにしながら、この介護保険法、保険制度を守っていかなくちゃいけないという部分が私の基本的な認識の中でありまして。だからその中で預貯金等がある方の部分については、その預貯金が減ればまた元に戻るんですが、預貯金等がある中でその部分に対してのまた支援しなくちゃいけないという部分は、これはやっぱりちょっと行政としては難しい問題だと思います。全体で、まあいわゆる所得が低い人であっても預貯金がある方については、その部分に関しては何らかの負担をしていただくというのが、これはこの介護保険制度そのものを守るために必要なことというふうな形で考えてます。その部分の細かいブランチの部分については、私そこまでなかなか内容分かりませんので、そういう部分については担当課長の方から答弁してもらいますが、まず大枠の介護保険法に対する、介護保険制度に対する私の基本的な考え方は今申し上げたとおりであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。福祉保健課長答弁する。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 今の答弁に補足説明させていただきます。

介護保険自体の財源バランスについて若干ご説明させていただきます。

介護保険の保険財源としましては、国、県、市町村が公費負担50%、保険料負担が50%のうち65歳以上の方の1号被保険者が23%、40歳から64歳、いわゆる2号被保険者と呼ばれる方々が27%となっています。こうした財源のバランスを崩すことによって介護保険自体が存続できないような状況にはならないように私どもも保険料を決定している状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険のバランスを崩さないように、介護保険に支障行かないようにということですけども、今本当に家族負担が、自分の年金で賄えない、それで家族負担がもう非常に増えているというのがもう全国から例がいっぱい流れてきてます。それはもう当町においても、私の聞く範囲では何人かの人たちがもう施設に入るの

が大変だという声が聞かれてきております。このことについてですね、まあ堂々巡りでするので、介護負担の中の財政の問題とかと言われればそれまでなんですが、やはり町としてもこの部分については一般会計からこのくらいのものは出すとか、そういうことも考えてほしいと思います。今後引き続き、この問題については質問していきたいと思っております。

答弁は要りません。以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） 最後の精神障がい者の自立支援について伺います。

住宅の問題もあるんですけれども、障がい者、精神障がい者が当町にもかなりの人数がおります。就労支援で働いている人もいます。ほとんどは家族の中で自立できないで、自立したいと思ってもなかなか自立できない、まあこれからグループホームをつくる話もいろいろ聞こえてきてるんですけれども、それにしても4人、5人、せいぜい精神障がい者ですので同じ家屋に4人くらいが限度かなと。能代市でも何か4人のグループホームに入ってる高齢者がいますけれども、そういう意味でですね、若い30代、40代前半の人たちが自立していきたいという時にですね、それをこう押してあげる、精神障がい者の中には、知的障がいと違いますので高学歴の人も、いろんな資格を持ってる人もかなりいます。社会現象の荒波の中で障がい者になってしまった、また、これからも社会の中に出て、障がい者になりつつ、なってしまうという方は本当に紙一重でいると思うんです。で、まあ障害手帳をもらった人たちに対して自立していくための支援を町では何か、まあ就労支援施設、国とか県から補助をもらってやってる、のんき会もそうですけれど、町から補助ももらってやっていますけれども、本当に自立していくために何らかのやっぱり時期が今来てます。30代、40代で、もう自立しなくてはいけないという、こういう人たちに対する支援策、考えないでしょうか。そのためにも町営住宅というのは本当に一戸建て、まあ二軒長屋、三軒長屋ありますけれども、障がい者には非常に使いやすい低額の家賃でも利用できる、これは本当に絶好のいい町営住宅だと私は思っております。それで、まあ町内に在住している人たちは皆、顔をみんな分かって、どここの誰々ってことで分かってるので、まあ安心して利用できるのではないかと思います。この障がい者が自立するに当たっての町営住宅の利用について、まあいろんな補助があると先ほど言われましたけれども、もっともっと支援を考える必要があるのではないのでしょうか。住宅費の半額補助とか、それから敷金は要らないとか、そういうことについて町

の考えが今一つ聞かれませので、答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 精神障がい者も含めて障がいを持った方々が自立していただける、いただく、この部分の考え方というのは、国も同じ方向ですし、県も同じ方向ですし、町としても同じ方向です。

今、見上議員も少し触られましたけれども、私としては、親亡き後のこの障がいを持った方々がどのようにして生活していくのかっていう部分を、今こう民間の社会福祉法人等と相談しているところです。ここの部分は極めて重要になる部分なんですけど、今、町営住宅の部分だけでこの障がいを持った方々が自立できるとは思われません。自立するためにいろんな問題があります。今現在やってる部分で自立されてる方々は、企業の方々の並々ならぬ努力の部分があります。障がい者の雇用率の部分からいくと、能代山本は全県でもう断トツのトップクラスです。これはある2カ所の企業、事業所、その部分のおかげでこうなってるんですが、そういう形の部分は、まあ国、県も補助してますから、そういう形で支援してます。それ以外に、先ほどもお話しましたけれども、若者サポートセンターの援助をいただきながらの集いの場カタクリとか、あるいは週1回の沢目駅のところでやってるのんき会の部分も、これも自立を進める部分のひとつでありますから、いろんなケースがあります。そこの部分について、お金だけで部分というのは、これはなかなか難しい部分あるんですが、自立に向けた形の部分ではいろんなケースがありますから、そういう部分をこれから親亡き後の障がい者支援の自立も含めた形で柔軟に対応していきたいというふうな考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 精神障がい者とか引きこもりとか持ってる親御さんが一番心配するのが、自分が死んだ時どうなるべ、この子というのと、それから、病気になって入院したりなった場合、本当にその場にぼんと投げ出されればどうするんだべっていうのが、それがもう全員の親の悩みだと思います。で、そういう人たちがいっぱいいるんですよ。だから是非ですね町の方でも親御さんの立場を考えて、それから精神障がい者の立場を考えて、自立できるような、自分たちは応援してるんだよと。で、まあ親がいろんなことがあっても、まず町でちゃんと自立できるように考えてるんだよということをやっぱり発信するべきだと思います。本当に深刻な問題になってます。私もこの前、能代の方で集会にも参加したんですけども、まあ確かに70代の人でもグループホーム、

4人のグループホームに入ってるそうです。で、ちゃんと見守り隊もいまして、朝晩のご飯を作ってくれて、70代の方が30代の人たちと娘のように過ごして、ここはもう天国だって。まあ子どももいるんですけども、天国だと言われてます。そして、町内の虹のいえに入ってる人もね、13年間に18回入院したと言われてます。で、町内歩いてれば、おめえなんだとその顔とか、何してらったって必ず言われるので、町内にはとってもしられないということで、今、藤里の虹のいえに入って、ここも私の天国だというふうなことを言われてます。で、やっぱり八峰町でもですね、そういう本当に自立して一戸建てとか、まあそういうところで住む場所がないんですよ、八峰町には。能代市とか各市町村にはそれぞれ障がい者のあれがあるんですけども、それで住宅、町営住宅をもっとも活用したらどうかということで私が質問してるんですけども、是非こういう親も子も心配されているこの障がい者の自立ということについて、もう少し力を入れてちょっと発言してほしいなと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町長なる前に社協の仕事をしました。その部分で、手をつなぐ会の皆さんと毎回総会お呼ばれされたり、お話をしていきました。その際に、今見上議員がお話になられた部分、私も重々承知しております。その部分があって、私選挙に立つ時には、高齢になっても障がいがあってもってというような形の、障がいがあっても住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせるようなそういうまちづくりをしたいというふうな形の文言を基本方針の一つ、重点事項の一つに掲げてます。だからその部分についてはまだ実現してませんが、日中、障がいを持った方々ってのは親が高齢になると同時に障がいを持った方々も高齢になっていきます。その高齢になっていく過程の中で、自分の障がい自体も重症化していく可能性が強いんです。だからその中でどうやって暮らしていけるのかっていう部分は、やっぱり日中支援型でやる、そういう施設関係も必要だろうというふうな認識でおります。そういう方向の部分について、親亡き後を見据えた形の生活拠点施設、拠点をつくるという部分を今回の障がい福祉計画の中にも盛り込んでおりますから、そこの部分の実現に向けて民間の社会福祉法人の力を借りながらそういう方向で進めていければなって考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 障がいの方が結婚したいっていう希望もあるわけです。で、実際もう結婚間近かなというカップルもいます。岩崎町で、のんき会の方で町との交流、

旧岩崎町の方に行った時も、厚生医療センターのケアセンターですか、あそこに通っている人が夫婦で、障がい者夫婦で仲良くやっていると例もありました。で、八峰町においても、そこまで話が進んでる人もいます。そういう人たちのために町営住宅とこの希望があった場合は最優先に、ここで住めるんだよというふうなそういうふうな町営住宅にしてもらいたいなど。で、障がい者が申し込んだ場合、これも自立の一貫として認めてもらいたい。こういうことを希望いたしまして、もうちょっと時間ありますので、そういう場合、町長一言何かお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 障がいを持った方々が結婚されるかどうかは別にしても、町営住宅に入ろうとする際に入れないっていうわけではありませんので、それで所得が低い場合は、先ほども答弁いたしましたけれども、敷金も含めた形で低減する形の措置で対応してるってことです。まあそういう形の中で、もう一つは先ほどもお話ししたように、親亡き後を見据えた障がい者の生活支援拠点、そういう部分も今後できるような方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今新たにその施設ができるのかできないのか、それがどういうふうな施設になるのか、民間が主導でやるのか、分からないんですけども、本当に自立するとすればやっぱり一戸建てに入って、それである程度の収入、役場の方でも是非障がい者の仕事、何時間でもいいですから、4時間、まあ障がい者は大概4時間の就労支援なってると思うんですが、そういうのを使っていただいてですね自立をさせてもらえるような仕組み。そのためにも経済的に自立した上で、一戸建てに住みたいっていう要望のある人には支援する。そういうことを考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時07分 休 憩

.....